

ひんじま 歴史回廊

第9部・再考 厳島合戦②

なせ毛利・陶両軍は厳島で激突することになったのか。その謎を解くためには、合戦の四年前、天文二十(一五五二)年にまでさかのぼって考える必要がある。この年八月、陶晴賢(当時は隆房)は主君の大内義隆を倒して実権を握る。「房賢寛書」によれば、挙兵の八日前、陶は厳島を支配下におさめ、廿日市の桜尾城を接収している。

■村上氏の駄別奪取

陶が挙兵に先立って厳島を占領した目的は何か。翌天文二十一年二月に、陶が厳島に出した掟の内容から推測できる。

まず掟第二条では、諸廻船の「着岸・舟留」を禁止した。「着岸」とは廻船を強制的に



厳島占領の目的をうかがわせる「陶晴賢厳島掟書写」(廿日市市宮島町、大願寺所蔵)

陶の厳島占領 経済的権益を重要視

入港させること、「舟留」は逆に出港を阻止することである。ともに港へ出入りする船から通行料を徴取するための行為である。

次に掟第三条では、諸廻船に驚固米を課すことを、正当な理由がないこととして禁止している。しかし、村上水軍に代表される中世の「海賊」(驚固衆)が、航行の安全を保障する見返りとして、船から通行料を取るとは、社会的に認められた正当な権利であった。実際は大内義隆の時代には、村上隆重が厳島において、京都や堺の商人たちから「駄別料」と呼ばれる通行料を取っていたのである。

しかし、陶は村上氏の権利を真向から否定した。しかも陶は商人たちに対して、村上氏に「駄別」を支払う代わりに、陶に「駄別安堵料」を納めるよう要求した。つまり陶は、村上氏の既得権益を奪い取ってわが物としようとしたのである。

■堺・博多からも商人

中世の厳島は、信仰の島であると同時に瀬戸内海交通の要衝であった。厳島神社の春夏秋冬の法会(祭礼)には、芸園やその周辺だけではなく、東は堺、西は博多の商人たちが集まって、活発な商業活動を行っていた。つまり厳島は、経済的に見ても、きわめて重要な意味を持っていた。陶が挙兵に先立って厳島を占領した目的の一つは、この島の持つ経済的な重要性にあったのである。(秋山伸隆・興立広島大教授)

土曜日に掲載します